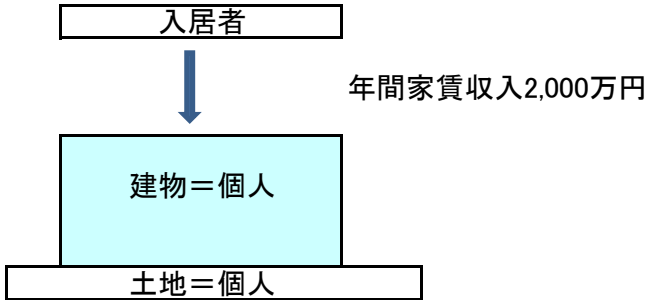


[目次に戻る](#)

一般社団法人・信託を活用した場合の、毎年の所得及び相続の節税額をここで見てみます。

1.現状（図解）



2.現状収支（個人）

家賃収入	2,000万円
経費	1,000万円
所得	1,000万円

適用税率	50%	他に所得があるため最高税率50%を仮定 (所得税40%+住民税10%)
------	-----	--

税金	500万円
----	-------

3.節税対策後

	個人	法人
家賃収入	0	2,000万円
経費(今までの分)	0	1,000万円
①親族役員報酬等		1,000万円
②節税対策用経費		
所得	0	0

個人賃貸では経費にならないものでも法人では経費と出来るもので節税

適用税率	50%	23.1%	(23.1%は法人での最低実効税率)
------	-----	-------	--------------------

税金	0	7万円	(法人では最低年7万円の税金がかかります)
----	---	-----	-----------------------

①法人で仮に節税用の経費が少なく利益が出たとしても、法人の実効税率は23.1%のため個人税率50%と比較しても半分の税金支払いで済む。

②上記①により法人に利益が溜まっていても、一般社団法人では相続税の対象財産とはならない。

4.節税額

上記2個人の税金	500万円
上記3法人の税金	7万円
節税額	493万円

## 5.相続税の節税額

一般社団法人を受け皿とすることによる、相続税の節税額をみてみます。

不動産賃貸業はどうしても利益が出る体質です。

そうすると、毎年出た利益から税金を払った残りの剰余金は、通常相続税の財産となります。

でも、一般社団法人は、持分という概念がありませんので、株式会社という株式の価値(剰余金)は相続税の相続財産として取込まなくてもよいのです。

資産(2億)	負債(1億)
	剰余金(1億)

①株式会社では株式として1億の相続財産

②一般社団法人では相続財産0円

③相続財産は1億減ったのが分かります。

後は、適用される相続税率分だけ節税となります。